

1

自然再生推進法の制定まで



【平成13年7月】

「21世紀『環^わの国』づくり会議」報告

順応的管理の手法を取り入れて積極的に自然を再生する公共事業、すなわち「自然再生型公共事業」の推進が必要と提言。



【平成13年12月】

「総合規制改革会議」規制改革の推進に関する第1次答申

「自然の再生、修復の有力な手法の一つに地域住民、NPO等多様な主体の参画による自然再生事業があり、(略)省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するための条件整備が必要」



【平成14年3月】

新・生物多様性国家戦略
(地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)

「自然再生」を今後展開すべき施策の大きな3つの方向の一つとして位置づけ。その具体策である「自然再生事業」の推進を規定。



【平成14年12月】

自然再生推進法が成立